

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和元年 12 月 18 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

国 民 年 金 関 係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900395号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1900040号

第1 結論

昭和61年4月から同年9月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和61年4月から同年9月まで

私は、請求期間について、国民年金保険料の免除申請の手続を行ったとして、これまで5回、訂正請求を行ってきたが、年金記録の訂正は認められなかった。

改めて、厚生局に訂正請求を行うので、請求期間を申請免除期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、i) 請求者が昭和61年度当初の4月から国民年金保険料の免除の承認を受けるには、当該年度の7月までに申請免除手続を行う必要があったところ、請求者の請求期間直後の昭和61年10月から昭和62年3月までの期間は申請免除期間となっており、当該申請免除は、昭和61年12月4日に申請が行われ、同年12月24日に処理されていることがオンライン記録により確認でき、当該記録に不自然さはみられない上、昭和61年12月時点では、請求期間の国民年金保険料の申請免除を行うことはできないこと、ii) 請求者が請求期間の国民年金保険料の申請免除手続を行ったとすれば、請求者は、昭和61年7月までに申請免除を行ったことになるが、この場合昭和61年4月から昭和62年3月までの1年分の申請免除を行うことが可能であり、昭和61年度の国民年金保険料の免除の承認を受けるには、1回の申請免除手続で足りるにもかかわらず、昭和61年12月に当該年度の一部である昭和61年10月から昭和62年3月までの期間の国民年金保険料の申請免除手続を行ったとは考えにくいこと、iii) 請求者は、請求期間の申請免除手続を何月頃に行ったか、全く覚えていないと陳述しており、請求者が昭和61年7月までに申請免除手続を行い、承認を受けていたと推認することができないことなどから、既に平成28年10月20日付け、平成30年7月18日付け、同年10月22日付け、平成31年4月8日付け及び令和元年8月13日付けで年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定に係る通知書が送付されている。

今回、請求者は、6回目の訂正請求を行っているものであるが、請求期間に係る請求者の国民年金保険料の免除に関して新たな事情は見当たらない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料を含めて改めて検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。